

① 制度の概要

近年増加している海外での**冒認商標トラブル**に対する支援制度です。中国等海外で現地企業により自社ブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された中小企業等が、その商標を取り消すための法的手続きにかかる費用の一部を助成します。

冒認商標の無効審判請求や取消審判請求、異議申立等の係争費用と、これらに要する弁護士・弁理士等の代理人費用が補助対象となり、海外展開における知的財産権保護を強力にサポートします。

📌 支援内容

■ 冒認商標取消支援

- ☐ 異議申立・無効審判請求の費用
- ☐ 取消審判請求の費用
- ☐ 弁護士・弁理士等の代理人費用

最大500万円

補助率：2/3以内

🎯 対象となる取組

- ☐ 冒認商標に対する異議申立手続き
- ☐ 無効審判請求による商標取消
- ☐ 取消審判請求（三年不使用等）
- ☐ 上記に関する弁護士・弁理士相談

※和解金・損害賠償金は対象外

👥 対象者

- ☐ **中小企業者**または中小企業者で構成されるグループ
- ☐ 地域団体商標係争は商工会議所・商工会・NPO法人等
- ☐ 同一または類似商標権を日本国で保有

⚠ 補足事項

- ☐ ジェトロの採択決定後に発生した費用のみ対象
- ☐ 商標・商品役務の同一性・類似性が必要

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **商標権の明確な証明**：日本国での商標登録証と類似性の詳細説明
- ☐ **冒認性の立証**：**悪意による先取出願**の証拠収集が重要
- ☐ **費用の妥当性**：弁護士・弁理士費用の見積根拠を明示
- ☐ **手続きの緊急性**：商標権侵害による事業への影響度合い

📊 戦略的分析

【冒認商標対策の重要性】

- ☐ **中国市場**での冒認商標出願が年々増加傾向
- ☐ 早期対応により**事業損失**を最小化可能
- ☐ 地域団体商標の海外保護も重要課題

【効果的な対抗戦略】

- ☐ **予防的商標登録**と事後対応の両面展開
- ☐ 現地法律事務所との**連携体制**構築
- ☐ 商標監視システムによる早期発見体制

🌐 冒認商標の対象国別分布



主要対象国：中国、韓国、ASEAN諸国での事案が多数
平均解決期間：約8～12ヶ月（現地法制による）

💡 過去の採択事例の傾向

業種分野	主な対応事例
製造業	ブランド名・製品名の無効審判
食品業	地域団体商標の取消審判
小売業	店舗名・サービス名の異議申立
IT関連	ソフトウェア名の冒認対策

👥 専門家活用のおすすめ

- ☐ **知財専門弁理士**：商標権の類似性判断と手続き選択
- ☐ **現地法律事務所**：各国法制に応じた最適戦略
- ☐ **知財コンサル**：予防策を含む総合的対策立案

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/26作成】

提出書類	チェックポイント
交付申請書	☐ 冒認商標 の特定と根拠資料 ☐ 日本での商標権証明書類
事業計画書	☐ 係争手続きの具体的スケジュール ☐ 費用内訳と専門家選定理由
商標登録証	☐ 商標の同一性・類似性の説明 ☐ 指定商品・役務の対応関係
見積書	☐ 弁護士・弁理士費用の詳細 ☐ 現地手続き費用の内訳

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
商標権の調査・証拠収集に1～2ヶ月。専門家との事前相談が重要。
- 申請受付期間**
随時～2025年10月31日（金）17:00
予算がなくなり次第終了のため早期申請推奨。
- 審査期間**
申請から約1～2ヶ月
- 採択決定通知**
審査完了後、速やかに通知
- 事業実施**
採択決定後に係争手続き開始
実績報告は事業完了後速やかに提出

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html#keiso
概要お問合せ	特許庁総務部国際協力課海外展開支援室 TEL：03-3581-1101 内線2577
申請詳細	ジェトロ知的財産課 TEL：03-3582-5198